

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、A職員としての臨時採用が多く、厚生年金保険被保険者資格の喪失後の国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付は、その都度、私の母が、確実に行ってくれた。

今回、申立期間が未納の記録になっていることが判明したが、母が、切替手続及び保険料納付を一度も怠ったことは無く、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人に係る国民年金被保険者期間において申立期間を除き未納は無い上、10回以上の国民年金と厚生年金保険の切替手続は適切に行われており、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、昭和40年4月に国民年金に加入して以降、60歳に到達した平成11年*月までの期間は全て保険料を納付しているとともに、昭和52年4月以降の期間は全て付加保険料を納付するなど、申立人の母親の納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録により、申立人の申立期間を除く国民年金被保険者期間に係る国民年金保険料は、一部期間を除き現年度納付されていることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は見られず、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、オンライン記録により、申立期間に近接する平成10年3月の国民年金保険料について、重複して収納された記録となっていることが確認でき、還付等の記録は無いところ、上記のとおり納付意識の高い母親が、当該保険料と合わせて申立期間の保険料も納付した可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 18 万円であると認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 18 万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成 18 年 2 月は 24 万円、同年 3 月から同年 5 月までは 28 万円、同年 6 月は 24 万円、同年 7 月は 26 万円、及び同年 8 月は 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、「ねんきん定期便」により、A社に勤務していた申立期間当時の標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い金額であることを知った。

申立期間の給料支払明細書及び平成 18 年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 18 万円と記録されていたが、平成 18 年 6 月 29 日付けで、同年 2 月 1 日に遡って 11 万 8,000 円に引き下げられ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 18 年 9 月 1 日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立事業所の他の従業員 4 人についても、申立人と同時期に標準報酬月額が遡って減額処理されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票により、遡及減額処理が行われた平成 18 年 6 月当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できるところ、当該滞納処分票には、申立事業所の事業主が、同年 7 月に管轄社会保険事務所において、標準報酬月額の変更の手続をしたので保険料の金額が変更になる旨供述している記載が確認でき、その後同年 3 月分から同年 5 月分までの未納保険料額が減額されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 18 年 6 月 29 日付けで行われた標準報酬月額の遡及減額処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について同年 2 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録処理があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 18 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人及び申立事業所が保管する申立人に係る申立期間の給料支払明細書並びに申立事業所が保管する平成 18 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立期間に係る給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、遡及減額処理後の標準報酬月額（11 万 8,000 円）及び事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（18 万円）を上回っていることが確認できる。

申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 2 月は 24 万円、同年 3 月から同年 5 月までは 28 万円、同年 6 月は 24 万円、同年 7 月は 26 万円、及び同年 8 月は 28 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の事務担当者が退職しているため、給料支払明細書に見合う報酬月額の届出を行い、給料支払明細書に記載した控除額に基づく厚生年金保険料を納付したかは不明である旨回答しているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、事業主が当初社会保険事務所に届け出た申立人に係る報酬月額は 18 万円であることが確認できることから、事業主は給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っていないことから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、大学在学中の昭和 46 年 3 月にA社に正社員として入社し、年金手帳と失業保険被保険者証を受け取って申立期間は同社に勤務していた。

その後、A社を退社して、昭和 47 年 12 月にB社に就職したが、そのときにA社での厚生年金保険の被保険者記録も一緒にしておくと言われ、A社で受け取っていた年金手帳を会社に提出した。しばらくして、提出した年金手帳とは別の記号番号の年金手帳を手渡されたので、厚生年金保険の被保険者記録が一緒になったと思っていた。

しかし、「ねんきん特別便」において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

A社に入社したときにオレンジ色の年金手帳をもらったと記憶しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社における業務内容及び同僚の名前を具体的に記憶していること並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は、「当社の健康保険の加入は、昭和 46 年 5 月までは政府管掌健康保険であり、同年 6 月からは健康保険組合となっているが、当時の事務引継書類を確認したところ申立人の名前は確認できなかった。また、申立期間当時働いていた人に電話で確認したが、申立人のことを憶えていないとのことで在籍の確認がとれなかった。さらに、申立人は、申立期間当時は大学生だったとのことであるが、当社は学生を正規社員として雇用することはないため、アルバイト又は日雇ではなかったかと推測されるものの、申

立人に係る関係書類等は存在しないため確認はとれなかった。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和46年3月1日から同年11月1日までの間に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。